

公立大学法人福島県立医科大学寄附講座に関する規程

	平成 20 年 10 月 1 日規程第 31 号
一部改正	平成 21 年 4 月 1 日規程第 1 号
一部改正	平成 24 年 6 月 27 日規程第 28 号
一部改正	平成 24 年 10 月 31 日規程第 40 号
一部改正	平成 27 年 3 月 25 日規程第 40 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日規程第 53 号
一部改正	平成 30 年 10 月 4 日規程第 33 号
一部改正	令和元 年 8 月 19 日規程第 15 号
一部改正	令和 2 年 4 月 1 日規程第 1 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条－第 3 条）
第 2 章	設置及び運営（第 4 条－第 1 2 条）
第 3 章	寄附講座の職員（第 1 3 条－第 1 6 条）
第 4 章	その他（第 1 7 条－第 1 9 条）
	附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）における寄附講座の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 寄附講座は、奨学を目的とする民間等からの寄附等を有効に活用し、もって法人の教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 公立大学法人福島県立医科大学奨学寄附金取扱細則（平成 1 8 年 4 月 1 日細則第 9 号。以下「寄附金取扱細則」という。）に規定する奨学寄附金をいう。
- (2) 寄附講座 本法人において研究活動を実施するため、寄附金を主たる財源として設置又は運営される講座をいう。
- (3) 寄附講座職員 前号の寄附講座に置かれる職員をいう。

- (4) 部局等の長 福島県立医科大学部局長等選考規程第2条第4号から第7号及び第9号から第15号に規定された部局長等、地域医療支援本部長、地域医療支援センター長及び臨床研究イノベーションセンター長をいう。
- (5) 延長 申請の内容は従前のおりとし、5年を上限として設置期間を延ばすことをいう。
- (6) 更新 申請の期間満了に際して、これと同一内容（軽微な変更は除く。）の新たな申請をすることをいう。

第2章 設置及び運営

（設置の手続き）

第4条 寄附講座の設置を希望する者（以下「寄附申込者」という。）は、寄附講座に関する寄附申込書（様式第1号、以下「申込書」という。）にその旨を明記し、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申込書に基づいて寄附講座を設置するに際して、当該寄附講座における研究活動と最も関連の深い部局等の長（以下「担当部局長」という。）を指名し、次の各号に掲げる書類（以下「計画書等」という。）の作成を指示するものとする。

- (1) 寄附講座設置計画書（様式第2号）
- (2) 寄附講座職員予定者の一覧（様式第3号）

3 担当部局長は、前項の計画書等を作成し、学内及び所属内における所要の手続きを経て、理事長にこれを提出するものとする。

4 理事長は、提出があった計画書等について、医療研究推進戦略本部において審議を行い、役員会の議を経て、次の各号に掲げる事項を決定する。

- (1) 計画の認否
- (2) 設置期間
- (3) 設置する場所
- (4) 第5条に規定する寄附講座の名称及び名称に付加する字句
- (5) その他必要と認める事項

5 理事長は、寄附申込者及び担当部局長に対し、前項の決定を寄附講座設置決定通知書（様式第4号）により速やかに通知するほか、寄附金取扱細則の規定に基づき所要の手続きを行うものとする。

6 寄附申込者は、寄附金取扱細則第8条に規定する納入依頼のあった日から起算して90日以内に寄附金を納入するものとする。

7 寄附申込者が、正当な理由なく前項に規定する期日までに寄附金を納入しなかった場合、理事長は第4項の決定を取り消すものとし、寄附講座設置決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(名称)

第5条 寄附講座には、当該寄附講座における研究内容を示す名称を付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、寄附講座の名称に寄附申込者が希望する字句を付加することができるものとする。

(設置期間等)

第6条 寄附講座の設置期間は、原則として2年以上5年以下とする。

- 2 寄附申込者が前項の期間の延長又は更新を希望する場合は、その設置期間が満了する期日から起算して6ヶ月前までに、理事長に対し、新たに申込書を提出するものとする。
- 3 前項の申込書の提出があったときの寄附講座の設置期間の延長又は更新に伴う手続きは、第4条第2項から第7項の規定を準用する。
- 4 寄附講座の設置期間が満了する前に、当該寄附講座を廃止する必要がある場合には、寄附申込者又は担当部局長は、理事長に寄附講座廃止届(様式第6号)を提出するものとする。ただし、担当部局長は、法人の責により廃止する場合には、寄附申込者から提出があった寄附講座廃止承諾書(様式第6-1号、以下「廃止承諾書」という。)を添付するものとする。
- 5 前項の届出があったとき、理事長は、役員会の議を経て当該寄附講座の廃止を決定する。
- 6 前項の決定があったとき、理事長は、寄附申込者及び担当部局長に対し、寄附講座廃止決定通知書(様式第7号)により速やかに通知する。

(設置場所等)

第7条 寄附講座は、法人の施設内に設置する。

ただし、理事長が特に認める場合、法人の施設以外の場所に設置することができる。

(内容の変更)

第8条 寄附申込者が寄附講座の設置又は運営について変更(設置期間に関するものを除く。)を希望する場合は、寄附講座に関する変更協議書(様式第8号、以下「協議書」という。)に変更内容を記載し、理事長に提出するものとする。

- 2 前項の協議書の提出があったとき、理事長は、当該寄附講座の担当部局長に対して、協議書に基づく寄附講座変更計画書(様式第9号、以下「変更計画書」という。)の作成を指示するものとする。
- 3 担当部局長は、前項の変更計画書を作成し、学内及び所属内における所要の手続きを経て、理事長にこれを提出するものとする。
- 4 理事長は、提出があった変更計画書について、医療研究推進戦略本部において審議を行

い、これが重大な変更である場合には役員会の議を経て、また重大な変更以外の場合には医療研究推進戦略本部の議を経て、当該変更計画の認否を決定する。

- 5 前項により変更計画が決定された場合、この結果について、理事長は、寄附講座変更計画承認通知書（様式第10号、以下「変更計画承認通知書」という。）により担当部局長へ、また寄附講座に関する変更通知書（様式第11号、以下「変更通知書」という。）により寄附申込者へ通知するものとする。
- 6 担当部局長が寄附講座の設置又は運営について変更（設置期間に関するものを除く。）する必要がある場合は、当該変更について寄附講座研究計画変更承諾書（様式第12号、以下「承諾書」という。）により寄附申込者の承諾を得るものとする。
- 7 前項の承諾書を得た場合、担当部局長は、変更計画書を作成し、学内及び所属内における所要の手続きを経て、理事長にこれを提出するものとする。
- 8 前項の変更計画書の提出があったときの当該変更に係る認否の決定手続きは、第4項から第5項の規定を準用する。

（追加寄附）

第9条 既に設置されている寄附講座に対して寄附の申込をしようとする者は、申込書にその旨を明記し、理事長に提出するものとする。

- 2 前項の申込書の提出があったとき、理事長は、当該寄附講座の担当部局長に対して、申込書に基づく寄附講座変更計画書（様式第9号、以下「変更計画書」という。）の作成を指示するものとする。
- 3 担当部局長は、前項の変更計画書を作成し、学内及び所属内における所要の手続きを経て、理事長にこれを提出するものとする。
- 4 理事長は、提出があった変更計画書について、医療研究推進戦略本部において審議を行い、役員会の議を経て、当該変更計画の認否を決定する。
- 5 前項により変更計画が決定された場合、この結果について、理事長は、変更計画承認通知書により担当部局長へ通知するほか、寄附金取扱細則の規定に基づき所要の手続きを行うものとする。

（経理等）

第10条 寄附講座の設置運営に係る寄附金の受入等に係る手続きは、第4条第5項から第7項の規定に基づき行うものとし、その全額を一括して受け入れることを原則とする。

ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、毎年度必要な額を受け入れることができるものとする。

- 2 前項ただし書きによる場合には、寄附講座設置計画書（様式第2号）の事業計画欄にその旨の記載を要するものとし、第4条第6項の規定に基づく納入額は、その初年度の額とする。

- 3 第4条第4項若しくは第6条第3項の規定に基づき決定した寄附講座の設置期間が満了し、又は第6条第5項の規定に基づき寄附講座を廃止した時点において、当該寄附講座の設置又は運営のために納入された寄附金に残額が生じた場合には、その残額を法人の教育研究のために寄附されたものとみなし、返還しないものとする。なお、第6条第4項のただし書きの場合においては、廃止承諾書を踏まえ、残額の取扱いを役員会において決定するものとする。
- 4 本規程に定める寄附講座の設置又は運営のための奨学寄附金に係る間接経費の額は、その都度理事長が定める。

(契約の締結)

第11条 理事長は、寄附講座の設置及び円滑な運営のために必要な場合は、寄附申込者との間で契約を締結することができる。

(活動報告)

第12条 理事長は、寄附講座の研究活動に関して、担当部局長又は所属長に対し、報告を求めることができる。

第3章 寄附講座の職員

(職員構成)

- 第13条 寄附講座は、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授、講師、助教又は助手に相当する者1人を単位として構成するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、寄附講座の目的たる研究活動を実施する上で特に支障がないと認められる場合には、教授又は准教授に相当する者1人を単位として構成することができる。
- 3 前2項の職員のうち、少なくとも1人の教授又は准教授については常勤とする。
- 4 寄附講座における研究活動が、法人の他の教育研究活動と連携することでより優れた成果が期待できる等の場合において、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則（平成18年4月1日基本規程第6号。以下「職員就業規則」という。）第3条第2項に規定する教員が、寄附講座の職員を兼務することができるものとする。

(職員の身分及び任用)

第14条 寄附講座の職員の身分は、公立大学法人福島県立医科大学プロジェクト教員就業規則（平成20年3月11日基本規程第30号。以下「プロジェクト教員就業規則」という。）第2条に規定するプロジェクト教員、公立大学法人福島県立医科大学准職員就業規則（平成18年4月1日基本規程第7号）第2条に規定する准職員又は公立大学法人福島

県立医科大学非常勤職員就業規則（平成18年4月1日基本規程第8号）第2条に規定する非常勤職員とする。

ただし、前条第4項の規定に基づく教員が兼務することを妨げない。

- 2 寄附講座の職員の任用方法は、プロジェクト教員についてはプロジェクト教員就業規則第2章に規定に基づく選考に、准職員及び非常勤職員については部局長の内申によるものとする。
- 3 寄附講座の職員のうち、教授又は准教授と同等以上の資格があると認められる者に対しては、公立大学法人福島県立医科大学特任教授等の称号付与規程（平成20年2月29日規程第71号）の定めるところにより、それぞれ特任教授又は特任准教授の称号を付与することができる。

（職務内容）

第15条 寄附講座の職員は、当該寄附講座における研究活動に従事するほか、当該寄附講座における業務の遂行に支障のない範囲で、その他の研究活動を行うことができる。

（講座主任）

第16条 寄附講座に講座主任を置く。

- 2 寄附講座の担当部局等の長は、当該寄附講座の講座主任を兼務するものとする。ただし、担当部局等の長は、寄附講座の目的たる研究活動を実施する上で特に支障がないと認められる場合、所属内の教授をもって講座主任に充てることのできるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、教授として任用され、若しくは特任教授の称号を付与された常勤のプロジェクト教員に講座主任を命じること、又は公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程（平成18年4月1日規程第27号）第11条第2項に規定する二種の区分に属する教員に講座主任の兼務を命じることができるものとする。
- 4 講座主任は、寄附講座を担当するとともに、所属職員を指揮監督し、当該寄附講座の円滑な運営を図るものとする。

第4章 その他

（知的財産の取扱い）

第17条 寄附講座の職員が行った発明等については、公立大学法人福島県立医科大学知的財産取扱規程（平成18年4月1日規程第61号）の規定によるものとする。

（秘密の保持）

第18条 寄附講座の職員は、次に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を、理事長の許可なく、使用、法人内あるいは法人外において開示若しくは漏洩してはならないものと

する。

- (1) 技術上の情報、研究成果、知的財産権に関する情報
- (2) 研究及び開発等の企画、技術資料、関係者等に関する情報
- (3) 人事上、財務上等に関する情報
- (4) 法人以外の者との業務提携、技術提携等、法人の研究上重要な情報
- (5) 法人が秘密保持すべき対象として指定した情報

2 寄附講座の職員は、法人を退職した後も、秘密情報を使用、他に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

3 前2項に違反して、法人の秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、寄附講座の職員及び寄附講座の職員だった者には、法人が被った一切の損害を賠償する義務が生じるものとする。

4 第1項の秘密情報には、次のいずれかに該当する場合は含まれないものとする。

- (1) 秘密情報を知得した際、既に公知となっていた場合
- (2) 秘密情報を知得した後、自己の責めによらずに公知となった場合

(細則)

第19条 この規程に定めるもののほか、寄附講座の取扱いに関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月4日から施行し、改正後の第3条から第9条は平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年8月19日から施行し、改正後の第2条は平成31年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。